様式第九号（第十条の六関係）　　令和　６年　７月２６日　　５環資産更第１６５９号

許可番号　　第１３－２０－０９８４７０号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　東京都足立区鹿浜三丁目３０番１４号

氏　名　　有限会社戸田
代表取締役　戸田　直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　第１４条第６項　　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　令和　５年１２月　６日

許可の有効年月日　　令和１０年１２月　５日

１　事業の範囲
（１）業の区分
処分（中間処理）
（２）処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
切断：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（以上５種類）

２　事業の用に供する施設
施設所在地：東京都足立区堀之内二丁目５番１６号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
切断	廃プラスチック類	29.6(t/日)	82.4(t/日)	平成25年6月30日	----------	----------
	木くず	52.0(t/日)				
	金属くず	95.2(t/日)				
	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	51.2(t/日)				
	がれき類	----------				

３　許可の条件
（１）作業時間は、原則として８時から１８時までとすること。
（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
（３）中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況
平成 25年 12月　6日　新規許可
令和　5年 12月　6日　更新許可　第 2 回

５　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

東京都